

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

平成30年人事院勧告等に伴い一般職の職員の勤勉手当が引き上げられ均衡化されたことにより、富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて、条例を改正するもの

- ① 期末手当の支給月数（割合）を0.05月引き上げ

II 条例の主な改正内容

1 第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

(1) 第6条第2項

期末手当の支給月数（割合）の変更及び均衡化

区分		6月期	12月期	合計月数
平成30年度	期末手当	1.85月	2.00月	3.85月
平成31年度から	期末手当	<u>1.95月</u>	<u>1.95月</u>	<u>3.90月</u>

2 第2条関係（富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

(1) 第6条第2項

期末手当の支給月数（割合）の変更及び均衡化

内容は、第1条関係と同様です。

III 施行日関係

平成31年4月1日から施行

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>

第2条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>